

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月22日
条例の題名	三重県健康づくり推進条例	公 布 日	平成14年3月26日
条例番号	平成14年三重県条例第5号	直近改正日	平成17年10月21日
所管部局課	健康福祉部医療対策局健康づくり課	電 話 番 号	059-224-2294
条例の概要	子どもから高齢者までのすべての県民が、健康について関心と知識を持ち、健康づくりに努めるとともに、県、事業所、市町等が個人の取組を支援することを定めた条例である。	条例の類型	理念型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の健康づくりにかかる基本方針を示したものであり、重要性がますます高まっている。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	同上
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	条例第8条から14条に規定する基本的施策は、全て実施されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	本条例は、健康づくりに関する理念、責務及び施策の基本的事項を定めたものであり、条例で定めることが適切と考える。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	現在、条例に基づき次期計画の策定作業を進めるなど、条例第8条から14条に規定する基本的施策は、全て実施されている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	全ての県民の健康増進にかかるものである。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	種々の取組において、関係者との連携を密に行っている。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないと考える。		無	無